

## 第2回三重県子ども・子育て会議

日 時：平成26年3月17日（月）13時30分～16時

場 所：三重県勤労者福祉会館2階第2会議室

出席委員：岡本陽子委員、田口鉄久委員、駒田幹彦委員、市川典子委員、  
中井求委員、上島和久委員、宇佐美直樹委員、青山弘忠委員、  
藤内隆志委員、宮本さち子委員、小田悦子委員、沼口義昭委員、  
鍵山雅夫委員、宮本佳宥委員、金森美智子委員、中村和仁委員、  
田部眞樹子委員、高山功平委員、乙部八潮委員

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 事項

- (1) 子ども・少子化対策計画（仮称）について
- (2) 子ども・子育て支援事業支援計画について
- (3) 子ども・子育てに係る現計画の状況について

### 4 その他

## 1 開会

- ・会議の成立の確認

出席者19名、三重県子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により成立。

- ・会議の公開、非公開について

公開

## 2 挨拶

- ・三重県子ども・家庭局長

## 3 事項

- (1) 子ども・少子化対策計画について（資料1）
- (2) 子ども・子育て支援事業支援計画について（資料2）

○質疑応答等

(駒田委員)

社会的養護について、家庭的養護推進計画と子ども・子育て支援事業支援計画とはどのように関連しているのか。

(事務局)

・社会的養護の部分(里親委託、施設への児童の措置等)については、別途、平成27年度から15年ほど先を見越した家庭的養護推進計画を策定する。  
・5年を区切りとして策定するが、当初の5年間については、今回一体化してつくる子ども・少子化対策計画と期間が重なる。  
・県の家庭的養護推進計画は、主に児童福祉専門分科会の意見を伺っていく予定である。県子ども・子育て支援事業支援計画でも社会的養護に関して記載していくことから、子ども・子育て会議でいただいたご意見を踏まえつつ、両計画の整合性を図りながら、策定してまいりたい。

(駒田委員)

県区域は、何に基づいて設定するのか。

県内全体として児童数が減ってきている。また、北勢、中勢、南勢など地域によっても事情が異なる。その辺りをどのようにまとめていくのか。

(事務局)

当該計画は、保育・幼稚園など日々通いながら利用する事業に関するものであるため、医療計画等で想定しているものよりは、日々の利用に適した小さな単位(市町単位など)で区域を設定したいと考えている。

(駒田委員)

・認可外保育施設では、運営の基準が厳しくなっており、補助金を受けることが難しくなっているとの声を聞く。今後に向けてどのように考えているのか。  
・保育士の再就職の関係では、パート職員としての雇用が主であり、正規職員は少ないと聞いている。そうした現状をどう考えるか。

(事務局)

・現状、設備等に関する基準を満たした認可外施設を補助の対象としている。新制度では地域型保育給付へ移行していくことになると思う。  
・新制度は、定められた基準を満たした施設を市町が確認して支援する(公費を給付する)というしくみであるため、一定の質を確保するために、事業者には基準に適合するための努力をしていただく必要がある。

・また、新制度の柱の一つに、人口減少地域においても、一定の質が確保された幼児教育を受けられるようにしていくということが据えられている。国において、小規模施設が安定的に運営していけるような公定価格が設定されることを期待している。

・雇用形態については労使間の問題でもあり一方的に言及しづらい。処遇改善については消費税などの財源がどの程度確保されるかという問題もあるが、質の向上に向けて国にも働きかけていきたい。

(藤内委員)

・私立幼稚園では、園が所在する行政区域(市町)以外から、通園している子どもがたくさんいる。

・例えば津市の子ども・子育て会議では、区域を限定的な範囲(中学校区)にするといった議論がなされている。

・限定的な区域の設定では、私立幼稚園の経営が成り立たないのではないかという懸念がある。

(青山委員)

・原則、居住する市町、そしてその近隣も含めて区域という捉え方をしておかないと、今後、通えなくなる子どもが発生してしまう。

・保護者のなかには、居住する市町外、例えば勤務先に近い保育所に入れたいという希望を持っている方もおり、そうしたことも踏まえて、県の区域を設定していただきたい。

(事務局)

・資料2の26ページをご覧ください。区域は、量の見込みや確保方策を検討する際の単位として設定するものであり、実際の利用にあたり、区域を越えて利用できなくなるというものではない。現在、広域でサービスが利用可能なものについては、新制度においても同様に利用可能である。

・区域については、国の基本指針(案)の中で、広域利用の実態を踏まえて設定するよう示されている。

・三重県に近い他県の議論なども参考としながら、次回の子ども・子育て会議において考え方を示すことができればと思っている。

(田部委員)

なぜ区域設定をする必要があるのか。

(事務局)

・新制度において、県、市町はニーズに対して必要なサービスを提供する義務があり、計画的に整備していくことが必要となる。

・できるだけ広域利用の実態に即した区域の中で、将来的に必要なニーズに対して、必

要なサービスを確保していくという考え方に基づいており、そういう意味で区域設定が必要となる。

(市川委員)

- ・いつ頃、公定価格、利用者負担の額が示されるのか不安に思っている。
- ・保育所は、現行から大きな変更はないと思っているが、公立の幼稚園の保育料(現行は6,000円程)は、かなり上げなければならないのではないかと懸念している。
- ・平成26年10月には新年度の園児募集を行うため、少なくとも8月には条例改正をする必要があると思っており、県として、情報を持っていれば教えていただきたい。

(事務局)

公定価格については、財源の話とセットで議論が進められている。国からは、6月頃に提示すると聞いている。

資料2の10ページに公定価格の論点が記載されているので参考としていただきたい。

(藤内委員)

- ・公定価格だが、議論の進展が遅く、新制度が本当に平成27年度から施行できるのかと懸念している。
- ・私立幼稚園に係る施設型給付は、国の負担部分、県・市町負担部分の2段階構造となっている。市町負担部分には参酌の余地があり、事業者が必ずしも国の示すとおりの給付を受けられるとは限らない。そうした際、県はどのように対応するのか、市町に対してどのように指導するのか聞かせていただきたい。

(事務局)

公定価格の部分については半ば義務的に公費を支出しなければならない制度である。ただ、それを越えて各自治体で上乘せするなどの差はでてくると思われる。

(駒田委員)

量に関する議論は進んでいるが、質に関する議論が少ない。質に関する議論についてどのように考えているか。

(事務局)

- ・量の確保にあたり各施設に関する基準を定めるなど、質が確保された施設を増やしていく前提に立っている。外形的な質(職員の数、保有する資格)は基準で定められ、市町が給付にあたって確認を行うことにより担保される。
- ・そうした意味での質の向上はもちろんのこと、今後、県では、保育人材の質の向上についても考えていく必要がある。

- ・一人ひとりの資質向上については、最も重要であり、難しいところでもある。参考までに資料2 - 2（参考）は、県が実施している研修事業をまとめたものである。市町でも安心こども基金を活用して各種研修事業を実施していただいているが、安定した財源が措置されているわけではないため、今後も予算確保に努力していただき、ニーズに合った研修を計画、実施していただきたいと考えている。
- ・保育士の資質向上については、県計画に盛り込んでいく事項であるため、ご意見を踏まえて計画に記載していければと考えている。
- ・また国では、配置基準の改善が検討されている。

（駒田委員）

量の確保に関しては十分な予算が確保されていると思うが、質の確保に関しても、ある程度県の裁量で使える予算があるのか。

（事務局）

質の確保に関しては、義務的に公費が給付される制度設計になっていないことから、県、市町でしっかりと予算確保、努力する部分である。

（金森委員）

質の向上で、研修、人材育成という話があったが、非正規の職員も含めて研修が実施されているのか。

（事務局）

- ・非正規の方を排除しているわけではない。
- ・保育の部分に関しては、市町において安心こども基金を活用して研修が実施されているが、全保育士を対象として実施しており、ご参加いただいているものと認識している。
- ・放課後児童クラブにおいても、非正規、正規にかかわらず参加していただいている。

（田部委員）

- ・研修には、子どもの身の安全を守るという視点が重要で、それが現場のニーズでもあるが、子どもの心が育つという部分の研修が全然出てきていないことがとても残念である。
- ・三重県には子ども条例があり、とても素晴らしいものだと思うので、県として条例の趣旨に則った現場の保育士の研修のあり方について、しっかり検討していただきたい。
- ・地域の中で遊びがなくなり、子どもの集団は、今、学童にしかないため、学童指導員の質がものすごく問われている。子どもの育ちにどのように責任を持っていくかという部分で質の確保は重要だと思う。

(乙部委員)

・児童館、児童遊園等の量の確保、質の向上についてももしっかり議論していただき、計画に明記していただきたい。児童厚生員の資質向上や資格なども今後の会議の中で、議論をお願いしたい。

・貧困家庭における子どものことについてもしっかり議論をしていただきたいと思う。

(沼口委員)

・学童の指導員が研修を受講する際には、その日当などの費用は保護者の負担になっている。市町の補助はあるが、現状として十分ではないため、利用者の負担額は年々増している。指導員の質の向上、学童の利用環境の向上を掲げるのであれば、研修費用等は負担していただけないものかと思う。

・ニーズ調査の中に放課後児童クラブに関する項目があるが、利用料金を徴収する項目はない。そうした額も把握して参考にしていってほしい。

・また、資料2-2の5(4)に「障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実」とあるが、「子ども・家庭局」としてどのように関わっていくのか。

(事務局)

・放課後児童クラブの指導員の資質向上については重要なものと考えており、今後、議論していきたい。

・少子化対策計画、県子ども・子育て支援事業支援計画の策定にあたっては、子ども条例の理念は大切にしていきたい。

・指導員の研修費用について、市町から放課後児童クラブに交付されている補助金には、国、県負担分が含まれており、その積算根拠には、指導員の研修費用が含まれている。

・障がい児支援について、子ども・家庭局では、県教育委員会とも連携しながら実施している。例えば、地域で増えつつある発達障がい児の支援については、県健康福祉部の地域機関である「あすなる学園( )」で培った専門性をできるだけ市町の専門性向上に活かしていただけるような取組を実施している。

・「あすなる学園」では、市町の発達支援の総合窓口として地域の保育所、幼稚園、学校からの相談に対応できる人材を養成するため、研修生(教員等)を受け入れており、これまで40名以上の方が研修を受講され、20市町で活躍されている。

・また、CLMとそれをもとにした個別の指導計画の普及にも努めており、保育従事者、教員の質の向上に役立てている。

・県教育委員会とも意見交換をしており、今後も一層連携を取りながらやっていきたい。

全国でも珍しい80床の児童精神科の病院であり、障がい児の入所施設。

(乙部委員)

学校へ行っている子どもがすべて放課後児童クラブに来ているわけではない。むしろ、

利用していない子どもの方が多いため、そういった子どもも含めての支援方を検討していただきたい。

（鍵山委員）

保育の必要性の事由として、「虐待やDVの恐れがあること」が明記されるようだが、今後、保育現場ではこうした支援が難しい保護者の対応に迫られることになる。保育現場において、組織立った対応、研修等を実施していただきたい。

（事務局）

・資料2 - 2（参考）で研修の実施状況について記載している。昨今、保育現場では多様なお子さんをお預かりしており、そうした方々への支援に必要な専門的知識を習得していただくため、人権保育研修については、専門性、広域性の観点から県主催としている。

・現行、保育所保育指針の中で、保育所は、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町等の関係機関と協力しながら要保護児童対策地域協議会に参画するとされており、そうした対応をしている。研修等で基礎知識を持ってもらうのは大事だが、児童相談所や市町等関係機関とのネットワークの中で、虐待を行った親への対応をしていく必要があると思っている。

（青山委員）

市町から提出された量の見込み、確保方策については、そのまま集計して県の計画とするのか。

（事務局）

市町から提出された量の見込み、確保方策については、ヒアリング（協議、調整等）を実施のうえ、集計することになる。

市町の確保方策がニーズに対して十分なものとなっていなかったり、広域的な調整が必要であったりする場合には、子ども・子育て会議の議論等を踏まえて、市町と協議、調整をしていく必要がある。

（青山委員）

県の量の見込み、確保方策は、県全体として設定するのではなく、区域ごとに細かく設定すると考えればよいか。

（事務局）

次回の子ども・子育て会議では、区域についてなんらかの案を提示したいと考えているので、ご議論いただければと思う。

(藤内委員)

資料2 - 1の3ページに保育短時間として1か月あたり48時間～64時間程度の就労と記載されている。48時間就労の場合、仮に1か月の就労を22日と仮定すると、1日あたりの就労時間は2時間余りになる。2時間のパートタイム就労で、原則的な保育時間である8時間が保障されることになるが、就労時間と保育時間の差の部分を公費でまかなうこと、多額の予算を投入することはいかなるものか、県の見解をお願いしたい。

(事務局)

この点については、国で検討されている事項である。保育短時間は、パートタイムの方の利用も想定したものであり、送迎時間等も加味した設定であると国から伺っている。

(藤内委員)

国が検討した基準ということであればやむを得ないが、そんなことでは財源がいくらあっても足りない。県からも国に対して意見をさせていただきたい。

(駒田委員)

障がいをお持ちの子ども保護者も就労したいと考えているのではないかと思うが、子どものケアに時間がかかり断念していることもあると思う。そうした方については優先的に受け入れたらどうか。

(事務局)

- ・現行においても、障がい児、虐待等、特別な事由がある場合には、自治体の運用で利用可能なものを、新制度において明文化したものである。
- ・保育短時間については、現行の地方自治体での運用実態を国が調査し、市町の意見も聞いたうえで検討が進められているところである。

### (3) 子ども・子育てに係る現計画の状況について(資料3)

事務局より別添資料に基づき説明。

○質疑応答等

(田口委員)

- ・三重県子ども・少子化対策計画は、子ども・子育て支援事業支援計画と一体のものとして策定していくということで、ぜひ、計画に反映していただきたい事項をお伝えさせていただく。
- ・市町の実施したニーズ調査には、働き方に関する事項も含まれている。ある市では、父親の帰宅時間について、半数以上が8時以降という調査結果が出ており、子どもとの



ふれあいの時間が十分に取れているのかという懸念がある。

・また、育児休業の制度があるにもかかわらず、制度を使えない、使いにくい現状等もある。

・そうした実態があっても、市町で、方策を議論して事業を展開していくことには限界があるため、県が担う役割は大きいと思う。

・今回把握することになる新たなデータを分析し、今後の計画を展開してほしい。

(事務局)

貴重なデータはしっかりと活用させていただく。

働き方、父親の育児参画の問題については、少子化対策の最重点課題として取り組んでいきたい。

(田口委員)

・厳しい状況の中でも一生懸命子育てをしている保護者への支援が弱いと思う。働きたいと思っけていても、子どもがある程度大きくなるまでは自らで育てたいという思いから、そうすることをしない、できない家庭もある。そうした家庭へは財政的な部分も含めて支援も必要だと思う。

・安易に保育需要に結び付けていくだけではなく、子どもとの関わりを大切にしていけるような情報提供等もなされていくべきだと思う。

(田部委員)

・私は専業主婦としてずっと子育てをしてきた。

・小さい子どもを抱えて転居してきたため、どこにどうやって助けを求めていいのかわからなかった。

・こうした部分は、会議の議論において、見過ごされてしまいがちな問題である。

・専業主婦は孤立してしまいがちであり、虐待をしてしまうことは誰にでも可能性のあることだと思う。そこを見過ごしてしまうことで子どもの育ちに影響が出てくることは十分にありえる。

(事務局)

・昨年8月に県庁内に少子化対策本部を設置し、現場のニーズ等を聞きながら課題を整理してきた。

・まず、働き方の問題については、資料3-2の21ページ以降に、県が課題として捉えていること、それを踏まえて実施していく取組について記載している。

・家庭への支援については、資料3-2の12ページに記載したが、フィンランドではネウボラというものがあり、出産前の健診から子どもが学校に行くまでのすべての相談や

援助をしている。三重県でも実施できたらと考えている。市町と連携を取りながら、少子化対策という大きな括りの中で、子ども・子育ての支援をしっかりとさせていただければと考えている。

#### **4 . その他**

事務局より、放課後子どもプランの現況について説明。

○質疑応答等

( 田部委員 )

放課後児童クラブ等は異年齢保育を基本としており社会性を身につける大きな現場となっている。利用児童は4年生くらいまでが多いと認識しているが、6年生までの居場所がどう保障されていくか。その辺りについて6年生までを含んだデータを示していただきたい。そうすると、子どもたちの放課後がどのように保障されているのかが見えるかと思う。